

KA(D)-24007

2024年2月22日

原子燃料工業株式会社 東海事業所

## 第5次設工認申請に係る行政相談について

### 1. はじめに

原子燃料工業株式会社 東海事業所では新規規制基準対応に係る設工認申請として、第5次設工認の申請を予定している。他事業者の最新の申請及び審査を踏まえ、第5次設工認申請書の記載方法等についてご確認いただきたいと考えている。

### 2. 申請の概要及び行政相談の内容

第5次設工認は、モニタリングポストの伝送系の多様化及び被覆施設の撤去に関する申請としており、申請対象の概要は表1のとおりである。表1のうち、下線部に示す設工認申請書における①変更内容、②既認可の設工認で「その他の付属設備」として記載していた設備の取扱い及び③申請範囲の設定についてご確認いただきたい。

以上

表1 第5次設工認申請対象一覧

施設区分	場所	名称	個数	耐震重要度 分類	変更 内容	確認したい内容  (第2項の①：変更内容、②：既認可の設工認で「その他の 付属設備」として記載していた設備の取扱い、③：申請範 囲の設定)
放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト	2台	第2類	新設	伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え 無線式の伝送系を有する仕様の機器の新設 <u>原災法に基づくモニタリングポストを設置しているが、 設工認を取得した設備ではないため、「改造（既設設備の 撤去及び新設）」ではなく、「新設」として申請する。①</u>
	加工工場 安全管理室  警備監視室	モニタリングポスト 監視盤	2台	第2類	新設	
被覆施設	加工工場 組立室	被覆管乾燥機	3基	—	撤去	新規制基準対応のため（地震及び竜巻対策のため）、不要 と判断したため撤去
	加工工場 組立室	被覆管移載装置※	3基	—	撤去	<u>既認可の設工認では、被覆管乾燥機の「その他の付属設 備」として記載していた被覆管移載装置について撤去対 象を明確にするため、新たに個別に管理番号を採り「撤 去」する設備として申請する。①、②</u>
	加工工場 組立室	燃料棒移載装置	3基	—	撤去	新規制基準対応のため（地震及び竜巻対策のため）、3基 の既設設備の撤去及び2基の新設 <u>既認可の設工認では、挿入溶接装置の付属設備として申 請しているが、個別に管理番号を採り「撤去」する設備 として申請する。①、なお、改造として新たに設置する燃 料棒移載装置は挿入溶接装置の改造の設工認申請と併 せて申請する。③</u>

※ 被覆管移載装置は、既認可の設工認（昭和61年4月4日付け61安(核規)第116号）において被覆管乾燥機の「その他の付属設備」として記載している装置である。このため、加工の事業の変更許可（平成29年12月20日付け原規規発第1712201号）においては、被覆管乾燥機として記載している。